

宮津市文化財保存活用地域計画の中間案について

議会全員協議会資料
令和5年5月29日
教育委員会事務局

平成30年6月に文化財保護法が改正され、市町村は文化財保存活用地域計画を作成することができるようになりました。

宮津市では世界遺産登録や文化的景観等、文化財の保存・活用の取組みを推進しています。本市の豊かな歴史文化や文化財を「地域社会総がかり」で保存・活用し、その充実を図っていくために、文化財保護行政のマスタープラン及びアクションプランとして「宮津市文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁に認定申請を行うために、現在、宮津市文化財保存活用地域計画策定協議会において協議を進めています。

■「宮津市文化財保存活用地域計画（中間案）」の概要 ■

【計画の位置付け】文化財保護法第183条の3に定められた法定計画

◎「京都府文化財保存活用大綱」を勘案して作成。

◎「第7次宮津市総合計画」、「宮津市教育大綱・教育振興基本計画」を上位計画として作成。

◆計画期間◆ 令和6年4月1日から令和16年3月（10年間）

◎前期（R6～7年度）、中期（R8～12年度）、後期（R13～15年度）の計画期間を設定し、上位計画の改定状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

◆基本理念◆ 橋でつなごう 宮津の過去・現在・未来（仮）

◆基本方針◆

（Ⅰ）地域の宝を、調べ、高める。

◎文化財の調査を進め、新しい価値の発見と再評価を行います。

（Ⅱ）地域の宝を、守り、つなぐ。

◎所有者や地域住民と協力して、文化財を守り、未来につないでいきます。

（Ⅲ）地域の宝を、知り、楽しむ。

◎文化財の価値や魅力を知り、楽しみ、保存・活用の人材を育成します。

（Ⅳ）地域の宝を、磨き、発信する。

◎文化財の魅力に磨きをかけ、まちづくりに生かします。

■ 作成スケジュール ■

令和5年 6月 パブリックコメント

令和5年 7月 地域計画策定協議会（申請予定案審議）

令和5年11月 文化庁へ認定申請予定

令和5年12月 認定予定